

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より
約 日間出席停止となりますので、医師が登校可能と判断するまで、学校を休ませてください。
なお、医師に報告書を記入していただき、登校する日に持参してください。

	病 名	出席停止の期間
第1種	☐ エボラ出血熱 ☐ クリミア・コンゴ出血熱 ☐ 痘そう ☐ 南米出血熱 ☐ ペスト ☐ マールブルグ病 ☐ ラッサ熱 ☐ 急性灰白髄炎 ☐ ジフテリア ☐ 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) ☐ 中東呼吸器症候群 (病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る) ☐ 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る) ☐ 新型インフルエンザ等感染症・及び新感染症	治癒するまで
第2種	☐ 新型コロナウイルス感染症 ☐ インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く) ☐ 百日咳 ☐ 麻疹(はしか) ☐ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ☐ 風しん(三日ばしか) ☐ 水痘(水ぼうそう) ☐ 咽頭結膜熱(プール熱) ☐ 結核 ☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで 主要症状が消退した後、2日を経過するまで 症状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 症状により園医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	☐ コレラ ☐ 細菌性赤痢 ☐ 腸管出血性大腸菌感染症 ☐ 腸チフス ☐ パラチフス ☐ 流行性角結膜炎 ☐ 急性出血性結膜炎	症状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

令和7年11月25日現在

報 告 書

ゆりかご保育園園長 様

年 月 日 ～ 年 月 日まで出席停止

上記の者は、経過観察が終了し登園可能と判断します。

医療機関名：医師氏名